

議事日程(1)

平成24年6月7日 午前10時00分開会

日程第1 会期の決定について

第2 会議録署名議員の指名について

第3 議案 住民基本台帳法の一部を改正する法律及び出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について  
第37号

第4 議案 芦屋海浜公園レジャープール設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する条例の制定について  
第38号

第5 議案 平成24年度芦屋町一般会計補正予算(第1号)について  
第39号

第6 議案 平成24年度芦屋町給食センター特別会計補正予算(第1号)について  
第40号

第7 議案 平成24年度芦屋町公共下水道事業会計補正予算(第1号)について  
第41号

第8 議案 福岡県介護保険広域連合規約の変更について  
第42号

第9 議案 福岡県後期高齢者医療広域連合規約の変更について  
第43号

第10 承認 専決処分事項の承認について  
第2号

第11 承認 専決処分事項の承認について  
第3号

第12 報告 平成23年度芦屋町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について  
第1号

第13 報告 平成23年度芦屋町一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について  
第2号

第14 報告 平成23年度芦屋町公共下水道事業会計予算繰越計算書の報告について  
第3号

第15 発議 障がい者総合福祉法案(仮称)策定にあたっての意見書について  
第3号

第16 発議 基地対策予算の増額等を求める意見書について  
第4号

---

【出席議員】（13名）

1番 松上 宏幸      2番 内海 猛年      3番 刀根 正幸      4番 妹川 征男  
5番 貝掛 俊之      6番 田島 憲道      7番 辻本 一夫      8番 小田 武人  
9番 今井 保利      10番 川上 誠一      11番 益田美恵子      12番 中西 定美  
13番 横尾 武志

---

【欠席議員】（なし）

---

【欠員】（なし）

---

事務局出席職員職氏名

局長 江嶋 勝美      書記 井上 康治      書記 福田 雅代

---

説明のために出席した者の職氏名

町長	波多野茂丸	副町長	鶴原洋一	教育長	中島幸男
モーターボート競走事業管理者	仲山武義	会計管理者	松田義春	総務課長	小野義之
企画政策課長	中西新吾	財政課長	柴田敬三	都市整備課長	大石眞司
税務課長	縄田孝志	環境住宅課長	入江真二	住民課長	武谷久美子
福祉課長	吉永博幸	地域づくり課長	松尾徳昭	学校教育課長	岡本正美
生涯学習課長	本田幸代	病院事務長	森田幸次	管理課長	大長光信行
事業課長	藤崎隆好	管理課付課長	濱村昭敏		

---

午前10時00分開会

○議長 横尾 武志君

おはようございます。会議に入る前に4月1日付で課長の異動がっております。副町長から報告していただきます。副町長。

○副町長 鶴原 洋一君

おはようございます。私のほうからは本年4月1日付で異動した、または昇格した管理者の紹介をさせていただきます。

なお、紹介の後にそれぞれの管理者から自己紹介をさせますので、よろしくお願いいたします。

まず最初に、異動者の紹介をいたします。会計管理者に任命した松田会計管理者です。

○会計管理者 松田 義春君

松田でございます。よろしくお願いいたします。

○副町長 鶴原 洋一君

次に、企画政策課長に任命した中西課長です。

○企画政策課長 中西 新吾君

中西新吾です。よろしくお願いいたします。

○副町長 鶴原 洋一君

次に、福祉課長に任命した吉永課長です。

○福祉課長 吉永 博幸君

吉永博幸です。福祉課長として、引き続き町のために尽くしてまいりたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○副町長 鶴原 洋一君

続きまして、昇格者の紹介を行います。税務課長に任命した縄田課長です。

○税務課長 縄田 孝志君

縄田孝志です。よろしくお願いいたします。

○副町長 鶴原 洋一君

次に、地域づくり課長に任命した松尾課長です。

○地域づくり課長 松尾 徳昭君

松尾徳昭です。どうぞよろしくお願いいたします。

○副町長 鶴原 洋一君

以上で終わります。今後ともよろしくお願いいたします。

○議長 横尾 武志君

次に、妹川議員より発言の申し入れがっておりますのでこれを許します。妹川議員。

○議員 4番 妹川 征男君

おはようございます。本日は貴重な時間をいただき、ありがとうございます。

私は去る4月13日の全員協議会において、山田輝香さんに対して思考力がなくなったという言葉足らずでの発言で、山田さんの心証を害し、大変ご迷惑をおかけしたことにしておわびいたします。

現在山田さんに直接お会いして、おわびの言葉を申し述べることもできず、おわびと私の真意をしたためた手紙を差し上げたのですが、返却されてしまいました。おわびする手だてがなく、この場をおかりして手紙の内容を要約して読み上げさせ

ていただきます。

私は、6年前、山田さんより芦屋町のシンボルである洞山を守るために力をかしてほしいと要請され、その強い信念と情熱を持って語られた山田さんの姿勢に共鳴し、洞山保存のために活動を行っていくことを決意、そして柏原漁協元組合長さんや柏原区長さんを初め、賛同する多くの方々とともに洞山保存会を立ち上げ、事務局長としてさまざまな取り組みを行ってきました。

その活動の中で、山田さんは、平成13年に老人ホームや皆さんのためにとの思いから寄贈された夏井ヶ浜のかま風呂跡地について、町は何にもしてくれないと常々不満を述べられてました。

また、洞山の洞穴部分の修復のために2,000万円を寄附したいのだが、寄附した、寄贈した土地のように町はまた何もしてくれないのではないかという不安を持たれ、山田さんは洞山保存会活動によって洞山を守れという町民や町の意識が高まってから、2,000万円を寄附したいと私に語られたことを今でも覚えております。

洞山保存会は崩落しつつある洞山に植樹と環境整備、洞山親子スケッチ大会など、さまざまな行事を行い、一人でも多くの方々に洞山に対して関心を寄せてもらうような取り組みを精力的に行ってきました。

おかげで多くの町民の皆様のご協力のもと、洞山保存の広がりが高まり、またマスコミも「芦屋の天然風穴崩落防げ」、「1,000本の植樹、洞山を守る」などの見出しで積極的に取り上げてくれました。

その結果、山田さんは安心して町に2,000万円を寄附され、洞穴部分は無事に修復されました。現在も山田さんの意思を引き継ぎ、洞山保存のための活動を行っています。

私は山田さんの自然環境を大切にするというお気持ち、加えて老人ホーム実現という人間の尊厳にかかわる思いと願いに触れてきた者として、4月13日の全員協議会で町長が語った内容を聞いて、私が山田さんから聞いてきたことと余りにも隔たりがあり、耳を疑いました。

寄附した土地が11年間も放置され、山田さんの長年の思いや願いがかなえられず、ご無念の思いが募って、あきらめと煩わしさが錯綜されておられたのではないかと私なりに考え、山田さんの思いを全員協議会で代弁したつもりでした。

山田さんの胸中を真剣に考えず、山田さんの願いの重みと悔しさを、財政的理由だけで今日まで具体的施策をしてこなかった町の姿勢が問われなければならないと思ったからです。

しかし、言葉足らずで誤解を招く発言となり、山田さんに大変ご迷惑をおかけしたことは不徳のいたすところです。心からおわびいたします。

以上が手紙の内容の概略ですが、本日この議会でおわびしたことについて、ご本人に会い、報告することにしていきます。

なお、私の今回の発言で議会議員の皆様に対し、大変ご迷惑をおかけした点についても、この場をおかりしておわびいたします。本議会前の貴重な時間をいただき、ありがとうございました。（拍手）

---

○議長 横尾 武志君

静かにしてください。

次に、申し合わせのとおり、10月31日まで服装はクールビズということで、

本会議にあつては随時上着はとられても構いませんし、委員会にあつてはノーネクタイでまいりたいと思っておりますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。  
それでは、直ちに本日の会議を開きます。

ただいま、出席議員は13名で会議は成立いたします。よって、ただいまから平成24年芦屋町議会第2回定例会を開会いたします。

それでは、お手元に配付しております議事日程に従って会議を進めてまいります。

---

### 日程第1. 会期の決定について

○議長 横尾 武志君

日程第1、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りします。本定例会の会期は、6月7日から6月15日までの9日間といたしたいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

異議なしと認め、さよう決定いたしました。

---

### 日程第2. 会議録署名議員の指名について

○議長 横尾 武志君

次に、日程第2、会議録署名議員の指名についてを議題といたします。

署名議員については、芦屋町議会会議規則第120条の規定により、4番、妹川議員と9番、今井議員を指名いたしますので、よろしくお願いいたします。

---

○議長 横尾 武志君

日程第3、議案第37号から日程第16、発議第4号までの各議案については、この際、一括議題として上程し、書記に議案の朗読をさせた上、町長に提案理由の説明を求めた後、発議の提出議員に趣旨説明を求めたいと思っております。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ご異議なしと認め、さよう決定いたしました。

書記に議案の朗読を命じます。書記。

〔朗 読〕

○議長 横尾 武志君

以上で朗読は終わりました。

次に、町長に提案理由の説明を求めます。町長。

○町長 波多野茂丸君

皆さん、おはようございます。それでは、早速、本日提案いたしております議案につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

議案第37号の住民基本台帳法の一部を改正する法律及び出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した人たちの出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定につきましては、外国人登録法が廃止されることに伴い、外国人住民も住民基本台帳法の適用対象となるため、芦屋町事務分掌条例、芦屋町敬老祝金条例、芦屋町印鑑条例、芦屋町事務手数料条例といった関係条例を合わせて整理する条例を

制定するものでございます。

議案第38号の芦屋海浜公園レジャープール設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、アクアシアンに設置しております現行のコインロッカーの一部をより大型のもの及びリターン式のものに入れかえ、利用者へのサービス向上を図るものでございます。

議案第39号の平成24年度芦屋町一般会計補正予算（第1号）につきましては、歳入歳出それぞれ7,000万円の増額補正を行うものでございます。

歳入につきましては、過疎対策事業債や土木債、緊急雇用創出事業臨時特例基金事業補助金を増額措置したほか、コミュニティ助成事業助成金、子ども手当事業費補助金や個性ある地域づくり推進事業補助金を計上しております。

歳出につきましては、緊急防災・減災事業として町内にある3カ所の歩道橋の耐震化整備実施設計委託を計上するほか、城山公園落石防止柵設置工事や、緊急雇用創出事業として夏井ヶ浜はまゆう公園整備工事を措置しております。

議案第40号の平成24年度芦屋町給食センター特別会計補正予算（第1号）につきましては、歳入では一般会計からの繰入れ、歳出では建替え工事に伴う地質調査委託料や建替え用地等測量委託料を計上いたしております。

議案第41号の平成24年度芦屋町公共下水道事業会計補正予算（第1号）につきましては、歳入では国庫補助金の増額、企業債及び過疎対策事業債の減額に伴う他会計補助金をそれぞれ減額し、歳出では建設改良費を増額するものでございます。

次に、その他議案でございますが、議案第42号の福岡県介護保険広域連合規約の変更及び議案第43号の福岡県後期高齢者医療広域連合規約の変更につきましては、外国人登録制度が廃止されることに伴い、それぞれの広域連合規約を変更するものでございます。

次に、承認議案でございますが、承認第2号の専決処分事項の承認につきましては、地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律、地方税法施行令の一部を改正する政令及び地方税法施行規則の一部を改正する条例が平成24年3月31日に交付されたことに伴い、芦屋町税条例の一部改正を行ったものでございます。

承認第3号の専決処分事項の承認につきましては、地方税法の一部を改正する法律が平成23年12月14日に交付されたことに伴い、国保税算定に含まれる譲渡所得について、控除の特例が受けられる譲渡期限を、東日本大震災にかかわる被災居住用財産の敷地にかかわるものを7年に延長する芦屋町国民健康保険税条例の一部改正を行ったものでございます。

次に、報告案件でございます。

報告第1号の平成23年度芦屋町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告につきましては、緊急防災・減災事業であります山鹿小学校耐震補強等工事のほか、過疎債事業の芦屋東小学校外部改修工事、芦屋橋コミュニティ公園整備、地域防災計画見直し業務委託等の繰越額が決定しましたので、報告するものでございます。

報告第2号の平成23年度芦屋町一般会計事故繰越繰越し計算書の報告につきましては、浜崎団地解体工事について、繰越額が決定しましたので報告するものでございます。

報告第3号の平成23年度芦屋町公共下水道事業会計予算繰越計算書の報告につきましては、浄化センター機械・電気設備長寿命化委託について、繰越額が決定しましたので報告するものでございます。

以上、簡単でありますが提案理由のご説明を終わります。

なお、詳細につきましては、質疑の折にご説明いたしますのでよろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

**○議長 横尾 武志君**

以上で提案理由の説明は終わります。

次に、10番、川上議員に発議第3号の趣旨説明を求めます。川上議員。

**○議員 10番 川上 誠一君**

おはようございます。10番、川上です。意見書を読み上げまして趣旨説明とさせていただきます。

障がい者総合福祉法案（仮称）策定に当たっての意見書。

障がい者自立支援法（以下、自立支援法）が施行され、本年は6年目です。自立支援法によって障害のある人が福祉や医療のサービスを利用するたびに、原則1割の利用料（応益負担）を払うことになりました。

そのため、障害の重い人ほど利用料負担がふえ、外出をあきらめた人、受け取る給料（工賃）よりも利用料が高くなった人などが多数生まれました。ついには、利用料負担への不安から親子心中事件など、深刻な事態も引き起こしました。

このような実態に対して、2008年10月、全国14の地方裁判所に71名（最終原告数）の障がい者が原告となって、応益負担は憲法違反であるとの訴えを起こしました。この裁判は2011年1月7日に、訴訟団は国と基本合意文書を結び、和解、終結しました。

この基本合意文書には、「速やかに応益負担（定率負担）制度を廃止し、遅くとも平成25年8月までに障がい者自立支援法を廃止し、新たに総合的な福祉法制を実施する。そこにおいて、障がい者福祉施策の充実は、憲法などに基づく障がい者の基本的人権の行使を支援するものであることを基本とする。」「応益負担（定率負担）の導入で、障がい者の人間としての尊厳を深く傷つけたことなど、障がい者及びその家族に心から反省の意を表明するとともに、この反省を踏まえ、今後の施策の立案、実施に当たる。」などと明記されています。

政府は2010年1月に障がい者制度改革推進会議を内閣府に設置し、推進会議では障がい者権利条約の批准と自立支援法訴訟団との基本的合意文書の実施に向けた論議が精力的に行われています。

そして、障がい者制度改革推進会議総合福祉法部会は、「障がい者総合福祉法の骨格に関する総合福祉部会の提言、新法の制定を目指して」（以下、骨格提言）を、これまでの障がい者施策にかかわるさまざまな意見や対立の意見や立場の違いを乗り越えて、55名の委員一致でまとめました。

この骨格提言には、自立支援法にかかわる障がい者総合福祉法が目指すべきポイントとして、障害のない国民との平等と公平、谷間や空白の解消、格差の是正、放置できない社会問題の解決、本人ニーズに当たった支援サービス、安定した予算の確保の6つを上げ、画期的な内容となっています。

よって、総合福祉法案策定に当たっては、骨格提言を反映した制度になることを強く求めます。

以上でございます。よろしくご審議をお願いいたします。

**○議長 横尾 武志君**

以上で川上議員の趣旨説明は終わりました。

次に、12番、中西議員に発議第4号の趣旨説明を求めます。中西議員。

○議員 12番 中西 定美君

おはようございます。12番、中西でございます。

発議第4号基地対策予算の増額等を求める意見書について。その意見書の朗読をもって趣旨説明といたします。

基地周辺、基地施設周辺の市町村は、基地所在に伴う諸問題の解決に向けて、鋭意努力しているところであります。

しかし、基地関係市町村は、長期にわたる景気低迷による地域経済の著しい疲弊や、基地所在に伴う特殊な財政需要の増大等により、大変厳しい財政状況にあります。

こうした基地関係市町村に対しては、これまで総務省所管の固定資産税の代替的性格を基本とした、基地交付金及び米軍資産や住民税の非課税措置等の税財政上の影響を考慮した調整交付金が交付されております。

基地交付金は、調整交付金については、基地所在による特別の財政需要等にかんがみ、固定資産税の評価がえの翌年度において、平成元年より3年ごとに増額されてきた経緯があります。

また、自衛隊等の行為または防衛施設の設置、運用により生ずる障害の防止、軽減のため、国の責任において防衛省所管の基地周辺対策事業が実施されています。

よって、国におかれては基地関係市町村の実情に配慮して、下記事項を実現されるよう強く要望します。

記、1、基地交付金及び調整交付金については、今年度は固定資産税の評価がえの年度に当たるため、これまで3年ごとに増額されている経緯を十分踏まえ、平成25年度予算において増額するとともに基地交付金の対象資産を拡大すること。

2、基地周辺対策経費の所要額を確保するとともに、各事業の補助対象施設及び範囲の拡大等の適用基準のさらなる緩和を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出します。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長 横尾 武志君

以上で中西議員の趣旨説明は終わりました。

ただいまから質疑を行います。

まず、日程第3、議案第37号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第37号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第4、議案第38号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第38号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第5、議案第39号についての質疑を許します。小田議員。

○議員 8番 小田 武人君

おはようございます。8番、小田でございます。

補正予算の第1号の17ページ、8款土木費、これは私どもの所管の委員会で付託をうける内容でございませんので、ここでお尋ねしておきます。

15節の工事請負費630万円、工事内容につきましては、西浜白浜1号線側溝改良工事、それから西浜地区里道雨水排水管布設工事、それから船頭町10号線排



水路改良工事、それぞれの場所と延長、それと西浜地区里道雨水排水管布設工事につきましては、雨水排水につきましては従来から下水道のほうでこの工事を施工していったんじゃないかというふうに思われますが、その辺この理由等がわかりましたらお願いいたします。

以上です。

○議長 横尾 武志君

都市整備課長。

○都市整備課長 大石 眞司君

それでは、ただいまの件についてお答えいたします。

まず、西浜町、西浜白浜1号線側溝改良工事ですが、幸町6街区の芦屋小学校前交差点から愛生幼稚園に向かう道路沿いでございますが、富永たばこ店前付近でございます。延長は27メートルで、側溝のサイズアップをすることによりまして、雨水排水の処理の対策を行うものでございます。以上でございます。

それと、2件目の西浜地区里道雨水排水管布設工事ですが、場所は現在解体されておりますが、浜崎団地の裏側になります。ちょうどちょっと一段高くなっておりますけども、そちらの分でございますが、団地の解体に伴いまして、周辺の雨水と一部雑排水なんですけども、もともとが団地内に配管されておりました、今回の解体に伴いましてその配管をすべて撤去、漁協のほうにお返しするというのもございまして、すべて撤去ということでございます。

それに伴いまして2カ所、3カ所ぐらいから垂れ流し状態に、現在の更地のところに垂れ流し状態になりますので、一部が雑排水が入っております。これにつきましては浄化槽処理でやっておりますので、ちょっと公共下水道のほうにはつながれていないところがございまして、それを踏まえまして臭気の問題など不衛生な状況が発生しますので、今回雨水排水管をちょうど団地の下の前面道路まで配管を引っ張るということで、延長につきましては約60メートル、塩ビ管で引っ張るようにはしております。以上でございます。

それと、船頭町10号線排水改良工事でございますが、これにつきましては正門通り商店街の関係で、周辺商店から雨のときにあふれた雨水が店舗まで出てくるということで、具体的に申しますとしん屋さんのところですかね、あそこのちょうど今度できましたスーパーのところからしん屋さんに抜ける道につきましては、サイズが240の側溝しか入っておりません。

それで、大雨のときにどうしても雨水があふれ出るということで、周辺雨水対策といたしましてこちらでもサイズアップを図るようにはしております。

これは延長が約42メートルとなっております。最終的に県道のほうと接続をいたしますので、そちらのほうの調整も行って今回実施するようにはしております。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

よろしいですか。

ほかにございませぬか。川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

同じく13委託料のところですよ。芦屋町歩道橋耐震化整備実施ということになってますが、実施設計委託になってますが、この3カ所の場所をお願いしたいのと工事内容、どのような工事をされるのかその点を伺います。

○議長 横尾 武志君

都市整備課長。

○都市整備課長 大石 眞司君

それでは、ただいまの質問にお答えいたします。

まず、3カ所の歩道橋の場所ですけれども、一つは鑄鍛鋼の前のちょうど国道495号線をまたぐ部分でございます。それと、それから競艇場のほうに向かいまして町営住宅の、ちょうど町営住宅に入るところですかね、そちらのところの歩道橋が一つございまして、それは町道でございますが、今度東小学校のほうに行きますと、そちらは495号線をまたぎますが、そちらにも歩道橋がございます。それで合わせて3橋となっております。

内容につきまして簡単にご説明いたしますが、この3橋の歩道橋につきましては築造されてから36年から38年経過しておりまして、当然現在の耐震基準というのは満たしていないと考えております。

それに基づきまして点検をかけまして、形状、寸法などを測定して現況の橋脚などの耐震性を調査しまして、最終的には耐震対策、老朽化対策ということで、長寿命化を図るといような考えでございます。今回はその実施設計委託を計上しております。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

わかりました。それはそれで安全・安心の確保するために早急にやらなければいけないことなんですけど、ただそういった工事自体のその設計委託料が1,800万ということで、そういった点ではちょっとここ高いっていう気がするんです。

どうしてこういったふうに高額になるのか、その点を伺いたいと思います。

○議長 横尾 武志君

都市整備課長。

○都市整備課長 大石 眞司君

この内容につきましては、まず点検いたしまして、いろいろ形状測定、それにそういった耐震に耐えられるかどうかの調査をいたします。

そういった耐震の関係の価格が結構高くなりまして、1橋当たり、芦屋町の現在の歩道橋でございますと1橋当たり600万近くかかるということで、こういった金額になっております。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

設計委託料が1,800万で、ほかにもその工事費がまた別個にかかるというふうになれば、新品でやりかえたほうがかえっていいんじゃないかなというそういった気もしますので、担当の委員会では十分そういったところも審議をよろしく願います。

○議長 横尾 武志君

ほかにございませんか。内海議員。

○議員 2番 内海 猛年君

ちょっと所管ではございませんのでお尋ねいたします。

予算書のページ数、11ページと13ページのほうですが、まず11ページのほうに諸収入ということで690万、多分これの支出ということで、7目の企画費のほうでコミュニティ助成事業助成金という歳出が上がっております。

これの内容についてご説明をお願いいたします。

○議長 横尾 武志君

企画政策課長。

○企画政策課長 中西 新吾君

これはそのとおり歳出がコミュニティ助成事業で、入りが雑入で上がっているものです。

入りにつきましては財団、地方総合センターが宝くじの社会貢献事業として、地域のコミュニティ活動に必要な設備の整備に助成するもので、町内の3団体が申請していたものが交付決定されたものでございます。

以上です。

○議長 横尾 武志君

内海議員。

○議員 2番 内海 猛年君

今、歳出のほうでコミュニティ事業、町内3団体ということですが、そのもし詳細がわかりましたらご説明をお願いいたします。

○議長 横尾 武志君

企画政策課長。

○企画政策課長 中西 新吾君

3団体は区長会、区長会がテント、それとワイヤレスアンプ、マイク、会議用テーブル、いすなどで250万円。正門町がアルミテント、いす、太鼓、エコ給湯などで190万円。山鹿祇園子ども山笠実行委員会が太鼓などで250万円を申請されておりました。

以上です。

○議長 横尾 武志君

ほかにございませんか。

ないようですから議案第39号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第6、議案第40号についての質疑を許します。辻本議員。

○議員 7番 辻本 一夫君

7番、辻本です。所管外でございますので、ここでお尋ねさせていただきます。

まず、6ページの1款1項13節の委託料でございますが、給食センター建替え工事にかかわる委託料の関係です。

この給食センターの調査委託の場所と、何月までに終える予定かをお尋ねします。

○議長 横尾 武志君

学校教育課長。

○学校教育課長 岡本 正美君

場所につきましては、競艇場の夢リアの前の道路を挟んだ真向いの町有地でございます。

工期につきましては地質調査、これはボーリングの関係と測量合わせて、今年の12月ごろを考えております。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

よろしいですか。

ほかにございませんか。——ないようですから、議案第40号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第7、議案第41号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第41号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第8、議案第42号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第42号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第9、議案第43号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第43号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第10、承認第2号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、承認第2号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第11、承認第3号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、承認第3号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第12、報告第1号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、報告第1号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第13、報告第2号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、報告第2号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第14、報告第3号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、報告第3号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第15、発議第3号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、発議第3号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第16、発議第4号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、発議第4号についての質疑を打ち切ります。

以上で質疑を終わります。

お諮りします。日程第3、議案第37号から日程第11、承認第3号及び日程第15、発議第3号から日程第16、発議第4号の各議案については、別紙のとおりそれぞれの委員会に審査を付託したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ご異議なしと認め、さよう決定いたしました。

---

○議長 横尾 武志君

以上で本日の議事はすべて終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

なお、引き続き議会改革特別委員会が開会されますので、第3委員会室にお集まりください。お疲れさまでした。

午前10時41分散会

---